

○食品衛生法施行細則

昭和三十三年二月二十八日

秋田県規則第七号

改正 昭和三三年一月二〇日規則第五八号

昭和三五年四月二日規則第一七号

昭和三五年一二月一日規則第五七号

昭和三七年三月一五日規則第六号

昭和四三年三月三十一日規則第九号

昭和四五年二月七日規則第五号

昭和四八年五月二四日規則第四六号

昭和四九年五月一日規則第二六号

平成四年三月三十一日規則第一三號

平成五年三月三〇日規則第九号

平成六年三月二九日規則第一六号

平成七年一月二四日規則第六五号

平成一一年三月三一日規則第四七号

平成一二年三月三十一日規則第一七号

平成一二年一二月一九日規則第一三三號

平成一三年三月二八日規則第四三號

平成一五年一〇月六日規則第七四号

平成一六年三月二六日規則第一二號

平成一七年三月二九日規則第二一号

平成二一年三月二四日規則第一二號

平成二二年六月一八日規則第三〇号

平成二五年二月一五日規則第二号

食品衛生法施行細則をここに公布する。

食品衛生法施行細則

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）を実施するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定に基き、この規則を制定する。

食品衛生法施行細則（昭和二十四年秋田県規則第十七号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 食品衛生法（以下「法」という。）の施行については、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。）及び食品衛生法施行条例（平成十二年秋田県条例第五十四号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（昭四五規則五・平四規則一三・平七規則六五・平一二規則一七・一部改正）

（様式）

第二条 次に掲げる書類は、別に定める様式によるものとする。

- 一 省令第二十八条第一項の申請書
- 二 省令第四十九条第一項の届書
- 三 省令第六十七条第一項の申請書
- 四 省令第六十八条第一項の届出書
- 五 省令第六十九条第一項の届出書
- 六 省令第七十条第一項の届出書

2 前項第一号及び第三号に掲げる申請書には、その営業施設において使用する水が水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）又は秋田県小規模水道条例（昭和三十五年秋田県条例第十号）の規定による水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水である場合には、最近三月以内の条例別表第一第三号イに規定する衛生試験機関等の水質検査成績書又はその写しを添付しなければならない。

（昭三三規則五八・昭三五規則一七・昭四五規則五・昭四八規則四六・昭四九規則二六・平四規則一三・平七規則六五・平一二規則一七・平一二規則一三三・平一三規則四三・平一五規則七四・平一六規則一二・平二一規則一二・平二五規則二・一部改正）

（へい死した獣畜又は家きんの検査員）

第三条 法第九条第一項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十九条の規定によると畜検査員とする。

（昭四五規則五・平四規則一三・平一五規則七四・平一六規則一二・一部改正、平二五規則二・旧第四条繰上）

（営業許可の申請書等の記載事項の変更の届出）

第四条 省令第七十一条の規定による届出（省令第六十七条第一項第一号、第三号又は第五号の事項の変更に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によ

る届出書によるものとする。

一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 営業所所在地

三 営業所の名称、屋号又は商号

四 営業の種類

五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

六 変更の内容及び年月日

2 前項の届出書には、営業施設を変更した場合にあっては、当該変更した部分を明らかにする図面を添付しなければならない。

3 省令第七十一条の規定による届出（省令第六十八条第一項第一号、第六十九条第一項第一号又は第七十条第一項第一号の事項の変更に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 省令第六十八条第一項第一号の事項の変更に係るものにおいて、届出者の被相続人との続柄

三 営業所所在地

四 営業の種類

五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

六 変更の内容、理由及び年月日

（平二五規則二・追加）

（衛生試験機関等）

第五条 条例別表第一第三号イの規則で定める者は、水道法第二十条第三項ただし書に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者とする。

（平一二規則一七・全改、平一二規則一三三・平一六規則一二・平二一規則一二・一部改正）

（営業許可証等）

第六条 条例第五条第一項の営業許可証は、様式第一号によるものとする。

2 条例第五条第三項の自動販売機営業許可標識は、様式第二号によるものとする。

3 条例第五条第五項の規定により営業許可証又は自動販売機営業許可標識（以下この条に

において「許可証等」という。)の再交付を受けようとする者は、許可証等を破り、汚し、又は失った日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を保健所長に提出しなければならない。この場合において、許可証等を破り、又は汚した者が申請するときは、当該申請書に当該許可証等を添付しなければならない。

一 申請者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 営業所所在地

三 営業所の名称、屋号又は商号

四 営業の種類

五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

六 再交付申請の理由

4 許可証等の再交付を受けた者は、再交付を受けた後、失った許可証等を発見したときは、直ちに、これを保健所長に返納しなければならない。

（平一二規則一七・全改、平二五規則二・一部改正）

（食品衛生責任者の設置等の届出）

第七条 条例第六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 営業の種類

二 施設の名称

三 施設の所在地

四 食品衛生責任者の生年月日及び住所

五 食品衛生責任者の設置又は変更の年月日

2 条例第六条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 食品衛生責任者の氏名

三 前項各号に掲げる事項

（平一二規則一七・全改、平二五規則二・一部改正）

（廃業等の届出）

第八条 法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けた者は、その営業を廃止するに至ったとき又は引き続き三十日以上休業するときは、その該当する日から十五日以内に、

次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 六 営業を廃止し、又は休業した理由及び年月日

2 休業した者が再び営業を開始しようとするときは、営業を開始しようとする日の十五日前までに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を保健所長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の種類
- 五 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 六 営業開始予定年月日

（昭三三規則五八・一部改正、昭四五規則五・旧第九条繰下・一部改正、昭四八規則四六・旧第十条繰下・一部改正、昭四九規則二六・一部改正、平四規則一三・旧第十二条繰上・一部改正、平五規則九・一部改正、平六規則一六・旧第九条繰下・一部改正、平七規則六五・一部改正、平一二規則一七・旧第十条繰上・一部改正、平一六規則一二・平二五規則二・一部改正）

（書類の経由）

第九条 法、政令、省令又は条例の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、その営業施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

（平二五規則二・追加）

附 則抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定によりなされた申請または届出は、改正後

の規則の当該様式によりなされたものとみなす。

附 則（昭和三三年規則第五八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月三十日から適用する。ただし、別表の改正部分については、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則（昭和三五年規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十二月二十八日から適用する。

附 則（昭和三五年規則第五七号）

この規則は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和三七年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和三十七年六月一日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第九号）

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

ただし、別表の改正規定（食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、そうざい製造業及び添加物製造業に係る部分を除く。）及び次項の規定は、昭和四十五年六月一日から施行する。

（営業施設基準に係る経過措置）

- 2 昭和四十五年五月三十一日において法第二十一条第一項の規定による許可を受けている営業に係る施設の基準は、改正後の別表の規定にかかわらず、昭和四十六年五月三十一日までは、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年規則第四六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 食品衛生法第十九条の十八第二項の規定による公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、当分の間令第五条の規定による指定営業に適用する。

附 則（昭和四九年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第一三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行細則第四条の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

- 2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成五年規則第九号)

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則第七条の規定は、この規則の施行の日以後に営業の許可を受けた者について適用し、同日前に営業の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年規則第六五号)

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

- 3 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成一一年規則第四七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成一二年規則第一七号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一二年規則第一三三号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行細則第五条の改正規定は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三〇号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

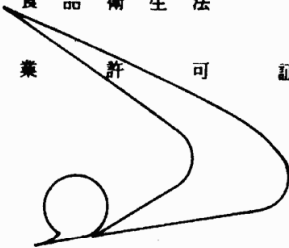
3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二五年規則第二号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

食 品 衛 生 法

営 業 許 可 証



(記号及び番号)

年 月 日

食品衛生法第52条第3項の規定により、次のとおり条件を付して許可する。

秋 田 県 保 健 所 長 印

営 業 の 種 類	
営業所の名称、屋号又は商号	
営 業 所 所 在 地	
営 業 者 の 住 所 及 び 氏 名 (法人の場合は、主たる事 務所の所在地、名称及び 代表者の氏名)	

条件

許可の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

秋 田 県

(破線の枠外の部分の地色は黄緑、字色は黒、県章及び破線の枠外の「秋田県」は白抜き)

食 品 衛 生 法 自 動 販 売 機 営 業 許 可 標 識 	
(記号及び番号)	
営 業 の 種 類	
営 業 者	住 所 氏 名 (法人の場合は、 主たる事務所の 所在地、名称及 び代表者の氏名)
条件 許可の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。	
秋 田 県	

(表以外の部分の地色は黄緑、字色は黒、県章及び「秋田県」は白抜き)

様式第 1 号 営業許可証（第 6 条関係）

（平 5 規則 9 ・全改、平 7 規則65 ・旧様式第 6 号繰下、平12規則17 ・旧様式第 8 号繰上 ・一部改正、平25規則 2 ・旧様式第 7 号繰上 ・一部改正）

様式第 2 号 自動販売機営業許可標識（第 6 条関係）

（平 5 規則 9 ・追加、平 7 規則65 ・旧様式第 7 号繰下、平12規則17 ・旧様式第 9 号繰上 ・一部改正、平25規則 2 ・旧様式第 8 号繰上 ・一部改正）